



株式会社 三恵建設 安全衛生協力会

令和3年度 安全大会中止に伴う 安全推進講習資料配布について

はじめに

常日頃は 安全衛生活動へのご協力に 心より感謝申し上げます。
さて 毎年6月に実施されている安全大会は 今般の社会状況を鑑み
本年度も中止となりました。
その代わりとして本年度も 安全推進資料を弊社ホームページより閲覧していただくこ
とで安全推進講習に代えさせていただきます。

令和3年度安全週間スローガン

『持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場』

目録(添付資料)

1. 令和3年度全国安全週間実施要綱について
2. 東京労働局 死傷・死亡災害発生状況、災害事例
3. 労働災害防止のために
4. 電動工具災害ゼロを目指す
5. 『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント
6. 職場のKY 活動マンネリ化チェックリスト

以上

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和3年死傷災害発生状況（1月～3月）

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	(注3) 陸上貨物 運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の 運輸・貨物 取扱業	商業	小売業	保健衛生 業	社会福祉 施設	接客娯楽 業	飲食店	清掃と畜 業	ビルメン 業	その他 の三次産 業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	累計	増減率 (%)
中央	2 4	21 21	2 7	14 12	1 1	5 2	6 3	4 1	3 3	25 17	17 10	14 5	3 3	15 24	12 18	30 25	30 24	23 32	3 1	2 3		139 138	0.7
上野	3 1	6 6	1 5	5 5		1 1	1 1	2 2	1 1	9 6	5 2	3 2	3 2	1 5	1 4	2 8	1 8	11 7	1 1	7 1		37 39	-5.1
三田	1 10	8 10	1 1	7 8		1 1	6 3	1 1	5 5	8 16	3 14	7 5	5 3	8 11	5 7	5 6	5 4	7 11	1 1	1 1		41 59	-30.5
品川	2 1	12 4	1 4	10 8	3 1	1 1	3 5	1 3	1 1	16 11	14 10	5 2	3 1	5 8	3 6	3 5	3 3	17 8	1 1	4 3		64 50	28.0
大田	7 10	8 5	2 2	8 15		1 1	23 11	7 3	11 30	16 15	5 8	21 3	12 3	6 2	6 2	6 3	2 4	9 4	1 2	4 2		112 90	24.4
渋谷	2 1	16 15	1 1	15 5	1 1	2 5	9 5	2 2	3 16	28 16	24 15	54 4	15 4	8 6	8 6	6 4	6 17	18 17	4 2	4 7		148 72	105.6
新宿	2 2	16 17	4 3	10 12	1 1	2 2	5 6	5 1	5 1	30 20	24 13	74 5	12 5	5 10	5 10	27 10	20 9	33 24	2 7	14 7		198 96	106.3
池袋	3 6	13 14	3 1	6 11		4 2	8 11	12 11	2 5	16 21	14 17	70 8	16 6	4 7	3 6	9 7	4 6	27 17	1 2	8 3		162 109	48.6
王子	5 3	4 4	1 1	2 2	1 1	1 1	8 2	4 4	2 2	3 3	12 3	1 1	12 22	1 2	2 2	1 7	1 5	1 9	1 1	2 3		26 22	18.2
足立	11 10	12 8	3 2	6 4	1 1	3 2	13 17	8 10	8 1	16 9	12 4	31 8	22 6	2 2	2 2	7 10	7 5	9 9	1 1	2 3		109 84	29.8
向島	5 5	5 11	1 1	5 8	1 2	1 2	8 7	9 8	1 2	15 7	10 5	139 4	39 3	3 3	3 3	4 3	3 6	11 11	1 2	4 2		200 54	270.4
亀戸	6 13	9 7	2 3	7 5		1 6	23 25	3 5	2 4	16 11	13 8	2 5	2 8	3 3	2 3	8 5	3 1	13 17	2 1	2 1		85 102	-16.7
江戸川	7 4	12 9		6 4	1 3	1 3	10 11		2 1	10 7	8 5	5 7	5 6	1 3	1 2	4 4	2 2	3 1	3 1	2 2		54 52	3.8
八王子	12 8	8 7	5 2	3 3		3 4	8 15	8 2	2 4	22 9	18 8	101 7	40 4	8 18	3 11	10 8	5 5	17 8	1 1	2 2		193 89	116.9
立川	16 12	19 6	2 6	7 6	3 2	10 2	16 12	2 6	2 5	27 21	19 19	63 10	27 8	14 6	12 6	9 3	5 2	19 14	5 2	3 1		185 96	92.7
青梅	9 14	2 7				2 5	7 7	7 5	2 1	3 4	3 3	30 9	14 5	7 3	3 3	4 3	3 3	7 3	1 1	1 1		72 52	38.5
三鷹	6 3	9 10	4 2	5 8	2 3		5 3	1 7	2 1	20 11	18 10	50 10	35 10	5 14	5 9	5 3	3 3	9 8	1 4	1 2		113 70	61.4
町田	2 3	8 6		8 3		3 3	7 6	7 1	1 1	7 3	6 2	11 4	11 3	2 3	2 3	3 3	3 6	9 6	2 3	3 1		51 35	45.7
小笠原																							-
業種計	96 102	188 168	30 25	124 113	13 20	34 30	153 153	57 79	29 65	279 199	213 147	692 101	276 80	97 128	76 98	143 112	89 83	243 192	22 11	58 43	12 10	1989 1309	51.9
増減率(%)	-5.9	11.9	20.0	9.7	-35.0	13.3	0.0	-27.8	-55.4	40.2	44.9	585.1	245.0	-24.2	-22.4	27.7	7.2	26.6	100.0	34.9	20.0	51.9	

(注1) 上段は本年3月末日現在 (速報値)
下段は前年同期 (速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上災害。
(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注1) 上段は本年3月末日現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和3年死傷災害発生状況（1月～3月）

東京労働局 労働基準部安全課

その2 事故の型別・業種別

事故の型別	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	本造家屋建築工事業	その他の建設業	(注3) 陸上貨物運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の運輸・貨物取扱業	商業	小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜産業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	その他（一次産業）	事故の型別	増減率（%）
墜落、転落	10 15	56 63	7 9	42 44	6 10	7 10	33 42	7 3	3 5	40 27	24 18	9 3	6 2	11 13	4 8	27 21	19 17	35 41	6 1	8 3	4 3	235 236	-0.4
転倒	21 21	14 24	3 1	9 17	2 3	2 6	27 28	16 15	4 13	86 45	68 34	38 37	32 28	23 32	18 24	45 45	39 36	84 65	9 4	26 22	1 2	359 327	9.8
激突	5 4	8 7	1 6	6 6	2 1	1 1	7 10	2 2	1 6	13 15	11 11	12 3	10 3	3 7	3 7	9 10	4 10	6 10	1 1	2 2	2 2	64 74	-13.5
飛来、落下	4 6	17 20	6 3	10 14	1 2	1 3	6 3	2 2	2 2	11 4	9 5	3 1	3 1	1 3	2 2	4 2	1 1	3 1	1 1	1 1	2 1	51 52	-1.9
崩壊、倒壊	2 4	6 7	3 2	3 6	2 7	3 4	6 4	6 4	2 2	4 8	1 3	1 3	3 3	1 1	1 1	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	21 19	10.5
激突され	6 6	7 6	3 3	7 1	2 2	2 2	4 9	2 2	2 6	8 7	6 3	6 4	3 4	2 2	1 1	4 4	1 2	10 4	4 2	4 2	1 1	48 44	9.1
はさまれ、巻き込まれ	18 22	22 18	6 3	14 11	1 1	2 4	16 22	1 4	6 5	18 21	10 12	4 4	2 3	4 6	3 3	18 6	7 2	12 10	1 1	4 1	2 2	121 119	1.7
切れ、こすれ	11 12	11 7	1 2	8 5	2 2	2 2	3 2	4 1	1 1	21 16	21 15	2 2	2 2	16 24	16 22	1 5	3 4	2 4	1 2	1 2	2 2	70 74	-5.4
踏み抜き	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	6 6	-
おぼれ	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	21 22	-4.5
高温・低温の物との接触	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	11 11	37.5
有害物等との接触	5 5	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	3 3	200.0
感電	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	1 1	-
爆発	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	-
破裂	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	-
火災	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	-
交通事故（道路）	3 1	4 5	1 1	1 3	1 1	3 1	13 4	22 43	3 4	19 24	18 19	14 10	14 8	6 6	6 6	1 1	1 1	21 19	3 4	2 2	2 2	106 117	-9.4
交通事故（その他）	11 12	17 8	1 1	12 6	1 1	4 1	37 28	2 6	8 22	47 26	35 24	55 33	44 28	15 16	12 8	25 16	10 10	37 31	1 1	9 8	1 1	254 199	27.6
動作の反動、無理な動作	1 1	20 1	1 1	9 6	1 1	10 1	1 28	8 6	1 22	5 5	3 3	545 33	157 3	3 2	3 1	2 1	2 2	26 2	1 1	1 1	1 1	611 15	3973.3
その他	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	3 3	-
分類不能	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	3 3	-
業種計	96 102	188 168	30 25	124 113	13 20	34 30	153 153	57 79	29 65	279 199	213 147	692 101	276 80	97 128	76 98	143 112	89 83	243 192	22 43	58 43	12 10	1989 1309	51.9
増減率（%）	-5.9	11.9	20.0	9.7	-35.0	13.3	0.0	-27.8	-55.4	40.2	44.9	585.1	245.0	-24.2	-22.4	27.7	7.2	26.6	100.0	34.9	20.0	51.9	-

(注1) 上段は本年3月末日現在（速報値）
下段は前年同期（速報値）
(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。
(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和 3 年死亡災害発生状況 (3月末日 現在)

東京労働局 労働基準部安全課

その1 署別・業種別

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注) 2) 陸 上貨物 運送事 業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (鉱業、 農林業、 畜産、 水産業)	署計
中央																						
上野																						
三田		2		2																		2
品川																						
大田														2	2							2
渋谷		1		1																		1
新宿		1		1																		1
池袋		1		1																		1
王子																						
足立																						
向島	2				2																	2
亀戸	1				1		1															1
江戸川	1		1																			1
八王子	1		1			1																2
立川																		1				1
青梅																						
三鷹																						
町田																						
小笠原																						
業種計	6	4	1	1	4	3	1	1						2	2				1			6

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注1) 上段は、本年 3月末日 現在(速報値)
下段は、前年 同期(速報値)

令和 3 年死亡災害発生状況 (3月末日 現在)

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注) 2) 陸 上貨物 運送事 業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸・ 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	事故の 型計
墜落、転落		3		2		1															1	4
転倒																						
激突																						
飛来、落下		1		1																		1
崩壊、倒壊		1	1																			1
激突され		1																				
はさまれ、巻 き込まれ							1															1
切れ、こすれ																						
踏み抜き																						
おぼれ																						
高温・低温の物 との接触																						
有害物との 接触		2				2								2	2			1				4
感電																						1
爆発																						
破裂																						
火災																						1
交通事故 (道路)	1			1		1																1
交通事故(そ の他)																						
動作の反動、無 理な動作																						
その他																						
分類不能																						
業種計		6	1	4		1	1							2	2			1			1	9
	4	1			3																	6

(注1) 上段は、本年 3月末日 現在(速報値)
下段は、前年 同期(速報値)

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和2年 建設業死亡災害事例

	月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1月	その他の建設業	電工	交通事故（道路）	被災者は、建設現場での作業を終え、普通貨物自動車を運転し、次の現場へ向かう途中、対向車線に飛び出し、歩道橋の橋脚に衝突した。
			60歳代	乗用車、バス、バイク	
			30年以上		
2	2月	土木工事業	貨物自動車運転者	激突され	被災者は、アスファルトプラントに資材を引き取りに行き、ダンプトラックから事務所受付に行くため歩行中に、プラント会社の労働者が運転するバケットに資材を積み込んだ車両系建設機械（トラクターショベル）に轢かれた。
			70歳代	整地・運搬・積み込み用機械	
			30年以上		
3	3月	その他の建設業	その他の職種	有害物等との接触	被災者は、マンション敷地内に埋設されている処理槽周辺の点検作業中、硫化水素中毒に陥った。
			40歳代	その他の装置、設備	
			20年以上30年未満		
4	3月	その他の建設業	設備機械工	有害物等との接触	被災者は、マンション敷地内に埋設されている処理槽周辺の点検作業中、硫化水素中毒に陥った。
			40歳代	その他の装置、設備	
			1年以上5年未満		
5	3月	建築工事業	管理者	その他	被災者は、新型コロナウイルスに感染し、死亡した。
			60歳代	その他の起因物	
			30年以上		
6	4月	土木工事業	建設業	その他	被災者は、新型コロナウイルスに感染し、死亡した。
			50歳代	その他の起因物	
			30年以上		
7	4月	建築工事業	とび工	墜落、転落	被災者は、工事用エレベーターを設置するため、既設のくさび緊結式足場の一部を解体する作業中、足場と躯体の隙間から地階まで墜落した。
			50歳代	足場	
			10年以上20年未満		
8	6月	建築工事業	左官	墜落、転落	被災者は、ロフト部分の作業床開口部に架け渡してあった足場板上を通行していた際に墜落し、死亡した。
			70歳代	建築物、構築物	
			30年以上		
9	8月	建築工事業	とび工	高温・低温の物との接触	被災者は、マンション新築工事において、外部足場の盛替えを行うため、組立作業の補助を行っていたところ熱中症にかかり死亡した。
			30歳代	高温・低温環境	
			1年未満		
10	8月	土木工事業	潜水夫	おぼれ	被災者は、下水処理施設の工事において、資材を水路内に吊り下ろす作業のため潜水していたところおぼれた。
			60歳代	水	
			30年以上		

本表の災害は、安全課が令和3年3月までに把握した、東京労働局管内の事業場で令和2年に発生した建設業の死亡災害です。（ただし、脳・心臓疾患及び精神障害は除く。）

令和2年 建設業死亡災害事例

	月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
11	9月	土木工事業	管理者	崩壊、倒壊	被災者は、掘削した溝の中に入り、墨出しレーザーで墨出し作業を行っていたところ、重さ約１０トンの擁壁が落下し、下敷きとなり死亡した。
			50歳代	建築物、構築物	
			20年以上30年未満		
12	11月	その他の建設業	電工	激突	アースオーガ（建柱車）の定期検査中に、オーガの格納用ワイヤーロープが切れ、オーガが振り子のように大きく振れ、隣で作業していた被災者に激突した。
			50歳代	基礎工事用機械	
			30年以上		
13	11月	土木工事業	移動式クレーン運転者	転倒	被災者は、地盤工事において移動式クレーンを用いて荷を吊り上げて旋回したところ、移動式クレーンが傾き、転倒した。移動式クレーンは擁壁にもたれかかる形となったため、運転席は移動式クレーンの車体と擁壁に挟まれて押し潰され、運転席にいた被災者は死亡した。
			30歳代	移動式クレーン	
			5年以上10年未満		
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

本表の災害は、安全課が令和3年3月までに把握した、東京労働局管内の事業場で令和2年に発生した建設業の死亡災害です。（ただし、脳・心臓疾患及び精神障害は除く。）

労働災害防止のために

従業員の安全と健康の確保は事業者の責務です

労働災害の発生件数は、事業者をはじめとする関係者の熱心な取り組みにより、年々減少傾向にあります。今なお全国で50万人もが被災しています。

特に、従業員数50人未満の小規模事業場では、大規模事業場に比べて労働災害の発生率が高くなっています。

小規模事業場では、災害防止対策を実施する上で人材、費用などが課題になる一方、全員が一体となって取り組むことが容易にできます。従業員が安全で健康的に働けるよう、工夫をしながら、対策を進めてください。



このリーフレットは、従業員数が50人未満の事業場における労働災害防止対策について紹介したものです。この内容を参考に、的確な労働災害防止対策に取り組みましょう。

※ パート、アルバイトなどの就業形態の区別なく、全ての従業員を対象として労働災害防止対策を行うことが必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「労働者の安全と衛生の確保」について詳しくは、以下のホームページを参照、または最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

I 労働安全衛生関係法令の順守

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った対策をとることです。以下、労働安全衛生関係法令で、事業者[※]に義務づけられている措置を説明します。

1 危険防止の措置

- 機械設備を使用して作業を行う場合
 - 機械の動作範囲に身体の一部が入らないようにするため、柵や覆いなどを設けること。
- 火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合
 - 換気を行う、火気を使用しないなどの措置をとること。

2 健康管理の措置

事業者は、従業員に対して年に1回、定期健康診断を実施すること。また、従業員を有害な業務に就かせる場合には、6カ月以内に1回、特殊健康診断を実施すること。

3 安全衛生管理体制の整備

① 安全衛生推進者または衛生推進者の選任

従業員数10人以上50人未満の事業場では、安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、危険防止の対策や教育、健康診断などの安全衛生の業務を担当させること。

② 作業主任者の選任

プレス機械や木材加工用機械による作業など、危険または有害な作業を行う場合には、作業主任者を選任し、作業員の指揮、機械設備の点検等を行わせること。

③ 従業員の意見の聴取

従業員の意見を聞きながら安全衛生対策を進めること。



4 安全衛生教育の実施

従業員を雇い入れたときなどには、安全衛生のための教育を行うこと。

(教育の内容)

- ・ 機械、原材料、保護具などの取扱方法
- ・ 作業手順
- ・ 事故時における応急措置

※ 小型ボイラーの取り扱い作業など危険または有害な業務に就かせる場合には、その業務に関する特別の教育を行わなければなりません。

Ⅱ 自主的な安全衛生活動

安全な作業を定着させるためには、全員が災害防止の活動に取り組み、危険に対する認識、安全意識を高めることが重要です。

自主的な活動例を紹介します。

1 ヒヤリ・ハット活動

作業中にヒヤリとした、ハッとしたが幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、災害が発生する前に対策を打とうというのがヒヤリ・ハット活動です。



(ヒヤリ・ハット事例)

○ ヒヤリ・ハットの状況

商品の仕分け作業庫で商品を運搬中、床が散水により濡れていたため、転びそうになった。

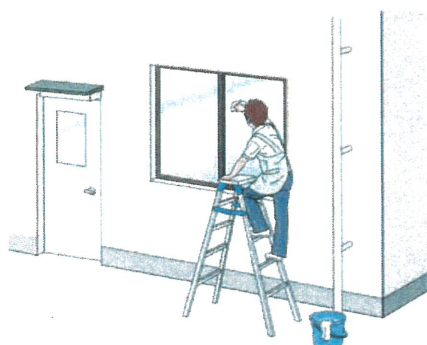


○ 対策

- ・ 床面に散水したときは、すぐに拭き取る。
- ・ 商品を運ぶときは台車を使用する。

2 危険予知活動(KY活動)

危険予知活動は、作業前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止しようというものです。作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて行う方法などがあります。



○ 作業の状況

脚立を使って窓ふきを行っています。



どのような危険が
潜んでいるでしょうか？

- ・ 脚立から離れた窓を拭こうと身を乗り出した際に脚立がぐらついてよろけて落ちる。
- ・ 脚立から下りる際に、地面に置いてあるバケツに足を引っかけて転ぶ。

3 安全当番制度

職場の安全パトロール員や安全ミーティングの進行役を、当番制で全従業員に担当させる制度です。従業員の安全意識を高めるのに有効な方法です。

以上のほか、安全提案制度、4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動、職場安全ミーティングなどさまざまな工夫がされています。事業場の実態に即して、ふさわしい活動に取り組みましょう。

Ⅲ リスクアセスメントに基づく取り組み

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性または有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。リスクとは負傷または疾病の重篤度と発生の可能性を組み合わせたもののことで、リスクアセスメントに基づき対策を行うことにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメントの基本的な手順は以下のとおりです。

- ① 従業員の就業における危険性または有害性の特定
- ② 特定した全ての危険性または有害性について、リスクの見積もり
- ③ 見積もりに基づき、リスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の検討および実施
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の表をご活用ください。

作業名 (機械・設備)	作業の危険性または有害性と 発生のおそれのある 災害	リスクの見積もり			リスク低減措置案	措置実施後の リスクの見積もり		
		重 篤 度	災 害 の 可 能 性	リ スク の 程 度		重 篤 度	災 害 の 可 能 性	リ スク の 程 度
<記載例> 台車による 運搬作業	重い物を過大に積載し、 運搬中に操作ができず、 荷崩れを起こすなどし て打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示 する ② 順守事項を掲示する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度 ×：致命的・重大(死亡災害や休業1カ月以上の災害)
 △：中程度(休業1カ月未満の災害)
 ○：軽度(かすり傷程度)

発生の可能性 ×：高いまたは比較的高い (毎日、危険性または有害性に接近する／かなり注意しても災害につながる)
 △：可能性がある (修理などの作業で、危険性または有害性に時々接近する)
 ○：ほとんどない (危険性または有害性に接近することは、めったにない)

災害の重篤度と発生の可能性との
組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生 の 可 能 性	高いまたは比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	←
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

リスクの程度

- Ⅲ： 直ちに解決すべき、または重大なリスクがある
 Ⅱ： 速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある
 Ⅰ： 必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある

電動工具災害ゼロを目指す！！

1. 「電動工具による災害ゼロ」の安全な職場づくりを

近年はホームセンターでも一般消費者向けの道具も販売・レンタルされ、気軽に接する機会が増えました。今日の多様化する現場作業の中で、電動工具の利便性が産み出す生産性は計り知れないものがあります。プロとして現場作業に従事する以上、適正な使用方法と不適正使用を見分ける知識が必要となります。

目指すは電動工具災害ゼロの職場づくり

2. 「電動工具による災害」を未然に防ぐために

- ① 電動工具を使用する際は、工具の使用に潜んでいる危険を理解し、正しく使用しましょう。
⇒ リスクアセスメントにより危険有害な要因を洗い出し、リスクアセスメントKYに反映させる。

- ② 工具によっては必要な資格(安全特別教育、安全衛生教育)がある。

【研削といしの取替等の業務】・・・安全衛生特別教育(安衛則36①)

研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

試運転は次の要領で行ってください。(日本レジボン㈱HPより抜粋)

- ① 指定保護具の完全着用を守ってください。
- ② スイッチを入れる前に作業位置に注意し、研削といしが破壊した場合の飛散方向は避けてください。
- ③ 変速切換スイッチ、手元スイッチの位置を確かめてください。
- ④ 空転時間は3分間以上とし、この間に振動または異常音に注意してください。
- ⑤ 異常音があった場合には、スイッチを切るとともに上司に報告し、その指示に従ってください。
- ⑥ 空転して異常がなければ、ためし削りをしてから作業に入ってください。

【丸のこ等取扱い作業従事者特別教育】・・・安全衛生教育(特別教育に準じた教育)

労働者を対象としています。

注) 丸ノコ等による災害事例の多さから平成22年7月14日付けで通達されています。



3.「電動工具による災害事例」

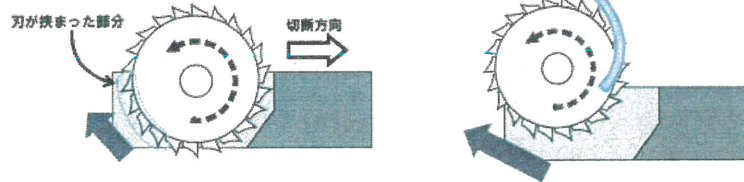
- ① キックバック現象による災害・・・昨年の東京本社管轄で実例ありました。

キックバック現象

キックバック現象とは、電動工具の刃などの作動部分が材料に負けて、作動部分が動かなくなってしまい、その結果、作動部分が動く代わりに電動工具本体や材料の方が暴れてしまう現象のこと。材料が切れずに刃がついた電動工具が飛んだり、材料がはね飛ばされたり、電動工具が暴れることにより刃に無理な力がかかり、刃が折れて飛ぶこともある。

① 材料の反りやたわみなどで刃が挟まると、挟まった部分を軸にして反発が生じ、浮き上がろうとする

② 浮き上がった刃が高速で手前に戻ってくる



- ② 手袋や着衣の巻き込みによる災害

軍手での作業の禁止・・・素手で間違っって怪我をした場合はよりも軍手等が刃に引っ掛った場合に軍手等の繊維が伸びて切れずに引っ張り込まれる事で、高速回転中の刃に接触してしまう為、より重大な災害に発展してしまう為。

袖の開いた服装の禁止・・・袖口にはボタン等がありますよね？無意味にある訳ではないんです。ネクタイの巻き込まれ・・・ネクタイが刃に巻き付き、窒息した例もあります。

- ③ 加熱した刃による火傷

非常に高速に回転している摩擦により作業終了直後の刃は高温になってますので触るべからず。

- ④ 用途外使用による災害

取扱説明書を読んでますか？使用している職方に質問してみてください。

何が正しく、何がいけないのか？全てを網羅して記載ある訳ではありませんが、メーカーにより様々な注意事項等が記載されています。余談ですが、アメリカではPL法対策でトイレのペーパーホルダーに「上にのってはいけません。怪我をします」と記載されています。知識があればこそ防げる事故もあると思います。知っていて絶対に損はないので必読しましょう。

注意文の△警告・△注意・注の意味について

ご使用上の注意事項は△警告と△注意、注に区分していますが、それぞれ次の意味を表わします。

△警告：誤った取扱いをしたときに、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容のご注意。

△注意：誤った取扱いをしたときに、使用者が傷害を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容のご注意。
なお、△注意に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結び付く可能性があります。いずれも安全に関する重要な内容を記載していますので、必ず守ってください。

注：製品および付属品の取扱い等に関する重要なご注意。

この説明文はマキタ製の丸のこの取扱説明書の記載です。

 警告, 注意, 注 の意味について

ご使用上の注意事項は「 警告」と「 注意」に区分していますが、それぞれ次の意味を表します。また、「注」の意味も説明します。

 警告 : 誤った取扱いをしたときに、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容のご注意。

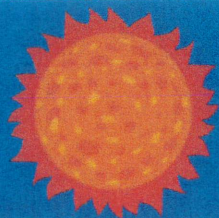
 注意 : 誤った取扱いをしたときに、使用者が傷害を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容のご注意。

なお、「 注意」に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結び付く可能性があります。いずれも安全に関する重要な内容を記載しているので、必ず守ってください。

この説明文は日立製の丸のこの取扱説明書の記載です。

製造メーカーは異なりますが、各メーカーのHPからダウンロード出来ますので確認をお願いします。説明事項の8割程度が『警告』となっています。身近で使用している工具の適正な使用方法を知る事で、『何が正しいか?』を理解して巡視活動を行いましょう。

文責: 込山



令和2年度の 熱中症予防行動

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



距離を十分にとる



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。





職場のKY活動 **マンネリ化** チェックリスト

あなたの職場のKY活動はマンネリ化していませんか。誰一人ケガをしない、させないためには、管理監督者から作業員まで、職場のみんなが「よし、やろう」という活動でなければなりません。KY活動について経営者、管理者、監督者が理解し率先垂範しなければ、やらされ感が生じて、テーマや内容がいつも同じになるなど、何のためのKYかわからなくなります。これをマンネリ化と呼び、「KYはやっているが事故が減らない」「KYのテーマと同じ内容の事故が起きている」ということになってしまいます。

あなたの職場はいかがでしょう。職場の状況と、管理監督者の問題点をこのチェックリストでとらえ、みんなで話し合っ、安全先取りの職場をつくりましょう。



1 みんなであいさつをしていますか

- ① はっきり聞こえる声でしている
- ② お互いの顔を見てしている

ハイ	イイエ
☐	☐
☐	☐

2 朝・終礼(ミーティング)のようすはどうですか

- ① みんなが参加して毎日やっている
- ② 健康状態を問いかけて確かめて配慮している (目が赤いけどどうしたの? など)
- ③ リーダーの一方向的な伝達でなくメンバーも発言している
- ④ ヒヤリ・ハットを報告している
- ⑤ 指差し唱和やT&Cなどで一体感を高めている

ハイ	イイエ
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

3 作業指示はどうしていますか

- ① 特に「なぜ」「何を」「どのように」を踏まえて指示している
- ② 「わからないことはないか?」と作業員の疑問点に答えている
- ③ わからないことがあれば指示者に遠慮なく質問させている
- ④ 指示受け者に5W1Hで復唱させて指示が誤りなく伝わったことを確かめている

ハイ	イイエ
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

4 毎日のミーティングにKYが組み込まれていますか

- | | ハイ | イイエ |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 毎日KYをしている（たまにやるKYではない） | ☐ | ☐ |
| ② 自分たちがケガをしないためにやることだと知っている | ☐ | ☐ |
| ③ メンバー全員が発言している（リーダーが発言をうながしている） | ☐ | ☐ |
| ④ メンバー全員の合意で進めている（リーダーが一方向的に決めていない） | ☐ | ☐ |

5 作業にKYが活かされていますか

- | | ハイ | イイエ |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① KYが事故防止に役立っている（事故は減少している） | ☐ | ☐ |
| ② KYで決めたチーム行動、指差し呼称を現場で実施している | ☐ | ☐ |
| ③ 整理整頓を自ら行っている | ☐ | ☐ |
| ④ 危ないことを見かけたら「危ない」と注意し合っている | ☐ | ☐ |
| ⑤ 職場の問題をみんなで話し合っている | ☐ | ☐ |

6 経営者、管理監督者はKY活動を支援していますか

- | | ハイ | イイエ |
|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 職場のKY活動に関心を持っている | ☐ | ☐ |
| ② 職場を毎日巡回している（管理監督者） | ☐ | ☐ |
| ③ 作業者にねぎらいの声をかけている | ☐ | ☐ |
| ④ 作業の危険や対策をたずねて危険について一緒に考えている（管理監督者） | ☐ | ☐ |
| ⑤ 危険なようすを見て見ぬ振りをしないで注意している（管理監督者） | ☐ | ☐ |

KY活動は、自分が、仲間がケガをしないためにやるのです。そのためには、みんながホンネで話し合い、自らの問題だと自覚することが大切です。そして管理監督者は、適切な作業指示を行うとともに、この活動が適切に行われているかどうか強い関心を持ち、それを支援することが重要です。この二つがあいまって効果的なKY活動となります。

特に2、3、6でそれぞれ半分以上の設問に「イイエ」のチェックが付いたり、全体で「イイエ」のチェックが多く付いている場合には、あなたの職場のKY活動はマンネリ化して、職場の安全衛生管理が形骸化しているおそれがあります。中央労働災害防止協会にご相談ください。

【連絡先】

中央労働災害防止協会



ゼロ災推進センター

北海道安全衛生サービスセンター

東北安全衛生サービスセンター

関東安全衛生サービスセンター

中部安全衛生サービスセンター

中部安全衛生サービスセンター 北陸支所

近畿安全衛生サービスセンター

中国四国安全衛生サービスセンター

中国四国安全衛生サービスセンター 四国支所

九州安全衛生サービスセンター

TEL 03-3452-6259

TEL 011-512-2031

TEL 022-261-2821

TEL 03-5484-6701

TEL 052-682-1731

TEL 076-441-6420

TEL 06-6448-3450

TEL 082-238-4707

TEL 087-861-8999

TEL 092-437-1664